

行政書士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令
要綱

- 1 行政書士法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整理を行う。(本則関係)
- 2 この政令は、令和八年一月一日から施行する。(附則関係)